

### 友好都市 秋田県にかほ市からのお知らせ

大洗町の友好都市である秋田県にかほ市の人気お土産品「あつみのかりん糖」を、大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」でご購入いただけます。

砂糖の代わりに水飴を使用しているため、パリッとした食感と優しい甘さがくせになります。ゴマの風味がアクセントになっていて、どこか懐かしい味の大人気かりんとう。秋田県にかほ市のお土産をこの機会にぜひご賞味ください。

商品名 あつみのかりん糖

価格 600円(税込)

販売期間 10月31日(土)～ ※なくなり次第販売終了

販売場所 大洗町桜道 301 (大洗駅となり)

大洗町観光情報交流センター うみまちテラス

その他 数に限りがございますので、お1人様1点までの販売とさせていただきます。

※また、あつみのかりん糖以外にも、うみまちテラスでは、友好都市の美味しいお土産品を販売しておりますので、ぜひお立ち寄りください。

問合せ 大洗町観光情報センター うみまちテラス  
☎ 352-2715

### 「おおあらい行政情報すぐメール」配信について

「おおあらい行政情報すぐメール」とは、大洗町からの防犯・緊急防災情報などのお知らせを、登録された方の携帯電話やパソコンへメール配信するサービスです。配信を希望される方は、下記のQRコードを読み込むか専用アドレス(t-oarai@sg-p.jp)へ空メールを送信してご登録ください。※登録は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



PC・スマートフォンの場合 フィーチャーフォン(ガラケー)の場合

問合せ 生活環境課 地域安全安心係(内線246・241)

### 令和2年秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～11月15日(日)

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント【3つの習慣・4つの対策】

#### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器はわが家と家族を守る基本

住宅用火災警報器の点検をしましょう！

～経年劣化や電池切れにより正しく作動しないことも～

新築住宅に加え、既存住宅についても設置義務化から10年以上経過し、初期に設置された警報器の中には、劣化や電池切れが生じていると考えられます。

- ・住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性があります。警報器の機能を維持するために、必ず定期的に点検を実施しましょう。
- ・住宅用火災警報器は警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。
- ・住宅用火災警報器の点検・交換の際は、けがなどに十分注意しましょう。なお、点検・交換の際は、便乗した悪質商法にも十分注意しましょう。

※悪質な訪問による消火器等の不適正販売にご注意ください。

問合せ 消防本部 火災警防課 火災予防係  
☎ 266-1119

住宅用火災警報器交換のすすめ  
10年たったら、とりかえろ。



### 11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険とは

労働保険は、労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

労災保険とは

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、雇用保険には失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局総務部 労働保険徴収室(☎ 224-6213) 最寄りの労働基準監督署または、ハローワーク(公共職業安定所)(☎ 231-6221)へお尋ねください。

### 新型コロナウイルスに便乗した詐欺にご注意を!

相談/問合せ 大洗町消費生活センター(生活環境課内)

☎ 267-5111(内線244)

10月は『茨城県がん検診推進強化月間』です。がん検診の予約を受け付けています。



お早く次へ回してください